

答 申 第 2 号
平成15年8月28日

熊 本 市 長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 江 藤 孝

熊本市個人情報保護条例第24条の規定に基づく諮問について（答申）

平成15年7月3日付け市民発第46号による下記の諮問について、別紙のとおり答
申します。

記

〇〇〇〇が筆頭者である戸籍に関する平成15年5月26日付けの戸籍関係請求書
（戸籍謄本）の開示（一部請求拒否）決定に対する異議申立てについて

〔 諮問第2号 〕

諮問第 2 号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った開示（一部請求拒否）決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、平成 15 年 4 月 1 日から平成 15 年 6 月 17 日までの申立人の戸籍関係請求書の開示を請求したのに対し、平成 15 年 5 月 26 日付けの戸籍関係請求書（以下「本件文書」という。）を実施機関が開示（一部請求拒否）決定を行ったことについて、当該決定の取消及び開示決定を求めたものである。

3 申立人の主張の要旨

申立人が、異議申立書により主張した内容は、自分の戸籍という個人的な情報を誰が取得したかを知る権利は、私にはあるというものである。

4 実施機関の説明の要旨

実施機関が、請求拒否理由説明書及び意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

個人情報保護条例第 15 条第 6 号の該当性、すなわち「当該開示請求者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれがある」かの判断に当たっては、開示請求者と当該開示請求者以外の個人との関係、さらに当該個人の情報等を勘案して個別具体的に判断している。

したがって、例えば、開示請求者が当該開示請求者以外のもの、いわゆる第三者の情報を知っている立場にあることが明白な場合や何人でも知り得る情報である場合は、正当な権利を侵すおそれがないことから開示と判断している。

今回の戸籍関係請求書については、開示請求者は誰が請求したかを知っているかは明白ではなく、また、何人でも知り得る情報ともなっていない。

よって、誰が、どのような理由で請求したかを公開すると、第三者個人のプライバシー、さらには社会生活上の利益及び経済的利益を侵害するおそれがある。

また、そもそも戸籍の謄本は、戸籍法第 10 条第 1 項において、何人でも交付の請求をできると規定されており、このような中、戸籍関係請求書の請求者の住所、氏名、

印影及び続柄を開示すると個人が識別され、誰が請求したかを知ることになり、前述した戸籍法で定められた何人でも請求できるという正当な権利を侵害することになる。

なお、住所の開示については情報公開条例に基づく開示請求では、市名、町名及び丁目までは開示しても個人は識別できないとの判断があるが、戸籍関係請求書に関する自己情報の開示では、請求者が開示請求者に身近な者である場合が多く、市名を開示するだけで開示請求者には、請求者が識別できる場合もあることから、住所を全て不開示にしたものである。

戸籍関係請求書の使用目的欄の内容については、請求者個人の私生活に関する情報であり、これを開示すると請求者の権利利益を侵害するおそれがあることは明白である。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、申立人以外の第三者（以下「本件請求者」という。）が、平成15年5月26日に戸籍法第10条第1項に基づき申立人が筆頭者となっている戸籍謄本の交付を実施機関に対し請求した請求書である。

なお、本件文書により請求された戸籍謄本は、戸籍法で定める交付に必要な要件を満たしていたことから、交付されている。

(2) 判断に当たったの基本的な考え方

本件文書に係る判断は、インカメラ方式を用い、本件請求者と申立人との関係及び不開示とした情報を総合的に勘案したものであり、あくまでも本件文書についてのものである。

(3) 条例第15条第6号該当性について

条例第15条第6号は、開示請求した者以外の個人又は法人等に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるものについて、不開示情報とすることを定めたものである。

実施機関は、本件文書中、本件請求者の住所、氏名、印影、続柄及び使用目的が、本号に該当すると主張するので、これらについて検討する。

まず、本件請求者の住所、氏名、印影、続柄及び使用目的が、条例第2条に規定する個人情報に該当するかどうかであるが、住所、氏名、印影及び続柄（以下「氏名等」という。）については、本件請求者個人が識別される情報であり、また、使用目的については、明らかに、本件請求者の私生活に関する情報であることから、これらの情報はいずれも本件請求者の個人情報である。

次に、これらの個人情報を開示すると、本件請求者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるかどうかであるが、ここでいう正当な権利利益とは、個人のプライバシー、社会生活上の利益、経済的利益等であり、これらを侵害するおそれがあるかどうかは、申立人と本件請求者との関係、さらには本件請求者の個人情報を勘案して個別具体的に判断することが必要となる。

なお、正当な権利利益を明らかに侵害しない場合として、自己情報を開示請求する者が戸籍の請求者の氏名等の情報のみならず、請求している事実も知っていることが明白な場合等がある。

しかし、本件文書を検証する限りそれらは確認できない。

そこで、次に本件請求者の氏名等の情報を申立人に公開すると、本件請求者の権利利益を侵害するおそれがあるかどうかを検討する。

まず、戸籍謄本の交付については、戸籍法第10条第1項では、「何人でも、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができる。」、さらに同条第3項では、「請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる。」と規定されており、正当な理由があれば何人にも戸籍謄本の交付を請求する権利を保障しているものである。

このような中、請求者の氏名等の情報を相手方に公開するとなると、今後、戸籍謄本が必要であるという正当な理由があるにもかかわらず、その請求を躊躇することも起こり得ることであり、そうなると戸籍謄本の交付を請求するという正当な権利を侵害することになる。

さらに、本件文書における申立人と本件請求者の関係及び使用目的を総合的に勘案すると、本件請求者の氏名等の情報を申立人に公開すると本件請求者の正当な権利利益を侵害するおそれがないとは言いきれなく、そうである以上、個人の権利利益を最大限に保護しなければならないという条例の趣旨を鑑みれば、本件請求者の氏名等の情報を公開すると、本件請求者の権利利益を侵害するおそれがあると判断せざるを得ない。

よって、これらの理由により、本件請求者の氏名等の情報は、条例第15条第6号に該当する。

本件請求者の使用目的についても、申立人とは全く関係のない本件請求者の私生活に関する情報であり、これを公開すると個人のプライバシー、社会生活上の利益等を侵害するおそれがあることは明白であることから、条例第15条第6号に該当する。

なお、住所部分の不開示方法については、実施機関が主張するとおり、本件請求者が市名を開示するだけで判断される場合もあることから、住所欄全てを不開示にする方法が妥当である。

次に、申立人は自分の戸籍を誰が請求したかを知る権利があると主張するが、確かに当条例では知る権利いわゆる自己情報の開示請求権を保障している。

しかし、自己情報の開示請求権を保障しているといっても、第三者の権利利益を侵害してまでも保障されるものではなく、自ずから当該権利も制約を受けるものと解され、本件では第三者の権利利益を優先して保護すべきものとする。

なお、戸籍法は、戸籍謄本の請求の受理について、形式的審査権を与えているのみであり、不正な申請までも調査する実質的審査権までも付与していない。それゆえ、仮に使用目的を偽るなど、第三者が不正な手段により戸籍謄本の交付を受け、プライバシー等の侵害があった場合には、戸籍法第121条の2に基づき対処すべきことを要請している。

さらに、個人の生命等を守るため緊急かつやむを得ない場合には、条例第8条第4号により外部提供することも可能であり、氏名等及び使用目的の情報の公開は、これらの過程の中で明らかにされていくべきものであるとする。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江	藤	孝
会長職務代理者		片	岡	勲
委	員	坂	本	邦彦
委	員	高	木	絹子
委	員	田	中	節男

[参 考]

審議会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成 1 5 年 7 月 3 日	諮問を受けた。
平成 1 5 年 7 月 1 1 日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成 1 5 年 8 月 8 日	諮問の審議を行った。
平成 1 5 年 8 月 2 8 日	答申を行った。